部長及び参事官　　交指発第８５号
殿　　（交企）
所　属　長　　令和８年３月25日
５年保存（口訓）
本　部　長

適正な交通違反取締りを確保するための取組強化について（通達乙）

「適正な交通違反取締りの確保のための取組の強化について（通達）」（令和８年２月20日付け警察庁丙交指発第２号ほか）及び「適正な交通違反取締りの確保のための具体的取組事項について（通達）」（令和８年２月20付け警察庁丁交指発第26号ほか）が発出されたことに伴い、適正な交通違反取締りを確保するため、令和８年４月１日から次のとおり体制を構築することとしたので、交通違反取締りに従事する警察官等に周知徹底されたい。

記

１　交通違反取締り指導官等の設置

適正な交通違反取締りを確保するための指導を行うため、交通部交通指導課指導取締担当課長補佐を交通違反取締り指導官に指定し、また、同指導官の指揮の下で指導等を行う係として、同課指導取締係を指定する。

２　交通違反取締りの在り方に関する相談窓口の設置

交通違反取締りの在り方に関する相談・意見等を受け付け、適切に対応するための責任者として、交通部交通企画課交通管理調査官を指定し、当該相談・意見等を受け付ける係として、同課交通企画係を指定する。

３　交通部参事官による総括的指導

適正な交通警察活動を総括的に指導する者として、交通部参事官兼交通企画課長を指定する。